

## I. 騒音に係る環境基準の現状

### (1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成 22 年度末において、全国の市区町村数の 71.0%に当たる 1,243 市区町村であった（表 1）。

表1 環境基準類型当てはめ状況(平成22年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	786	23	757	184	1,750
環境基準の地域 類型当てはめ 市区町村数	754	23	427	39	1,243
割合(%)	95.9%	100.0%	56.4%	21.2%	71.0%

### (2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した（表 2）。

#### ① 環境騒音の測定実施状況

平成 22 年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は 361<sup>\*1</sup> 市区町村（前年度 362 市区町村）で、環境基準の類型当てはめがなされている 1,243 市区町村の 29.0%<sup>\*2</sup>であった。

測定地点の総数は 3,307 地点（同 3,630 地点）であり、そのうち定点測定地点数は 2,622 地点（同 2,776 地点）で、全体の 79.3%となった。ただし、定点測定地点とは測定地点のうち、継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

#### ② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

##### ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

平成 22 年度は、全測定地点 2,923 地点（前年度 3,186 地点）のうち 82.6%（同 82.2%）の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A 類型及び B 類型地域（住居系地域）では 2,187 地点（同 2,342 地点）のうち 82.4%（同 82.0%）の地点で適合し、C 類型地域（住居・商工業混在地域）では 719 地点（同 829 地点）のうち 85.0%（同 83.5%）の地点で適合した。

##### イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成 22 年度は、全測定地点 384 地点（前年度 444 地点）のうち 73.7%（同 75.7%）の地点で適合した。

地域類型別にみると、A 類型及び B 類型地域では 258 地点（同 288 地点）のうち 72.1%（同 72.9%）の地点で適合し、C 類型地域では 124 地点（同 156 地点）のうち 77.4%（同 80.8%）の地点で適合した。

(注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
*1 361	測定地点数	3,307	2,622	17	2,187	719	2,923	2	258	124	384
	適合地点数	2,698	2,148	3	1,801	611	2,415	1	186	96	283
	適合率(%)	81.6%	81.9%	17.6%	82.4%	85.0%	82.6%	50.0%	72.1%	77.4%	73.7%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

\*1 平成24年2月28日訂正(誤374→正361)

\*2 平成24年2月28日訂正(誤30.1%→正29.0%)

### ③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成22年度までの過去11カ年の適合状況を図1に示した。環境基準の適合率は年々増加傾向にあったが、平成19年度以降はほぼ横ばいとなっている。

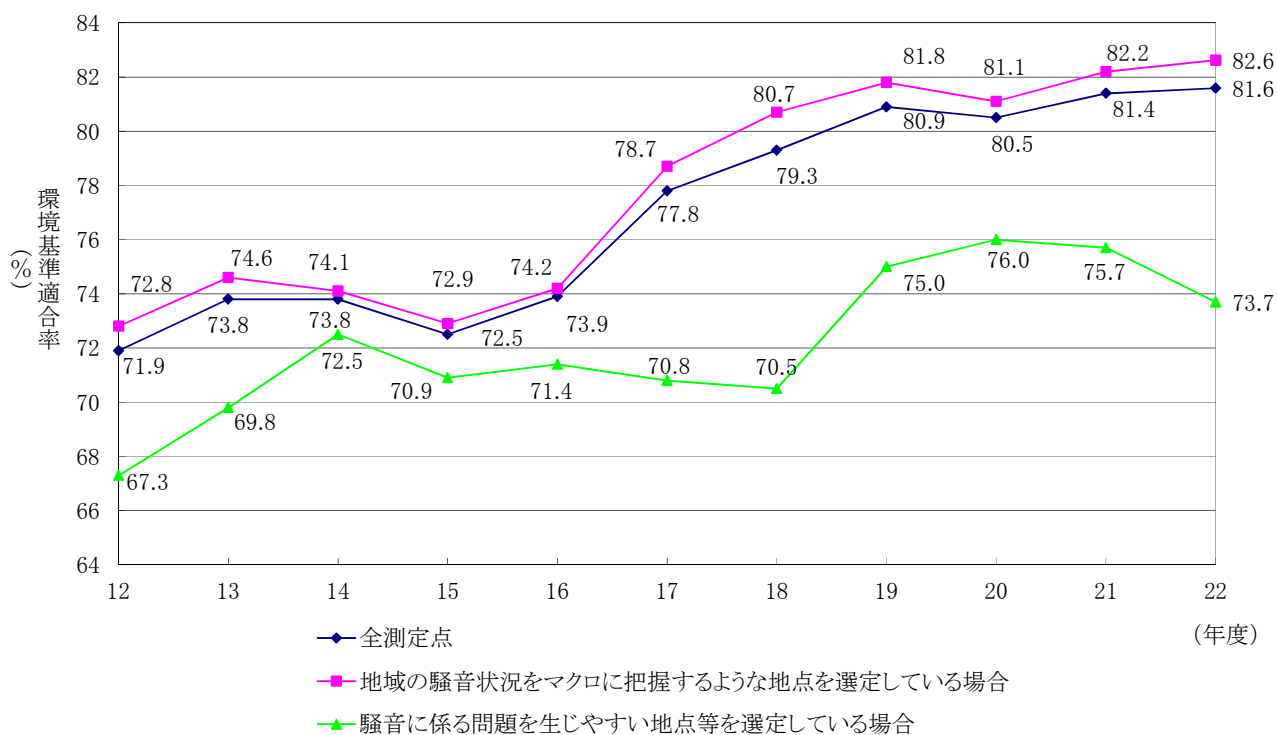


図1 過去11カ年の一般地域における環境基準適合状況

## Ⅱ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出状況

### (1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成22年度末現在1,315市区町村(前年度1,315市区町村)で、全国の市区町村数の75.1%(同75.1%)に相当した(表3)。

表3 騒音規制法地域指定の状況(平成22年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	786	23	757	184	1,750
騒音規制法地域指定	776	23	467	49	1,315
割合(%)	98.7%	100.0%	61.7%	26.6%	75.1%

### (2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成22年度末現在で215,512件で、前年度(214,009件)より1,503件(0.7%)増加した(表4)。また、特定施設の総数は1,549,159件で前年度(1,535,548件)より13,611件(0.9%)増加した(表5の②)。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが40.4%と最も多く、次いで金属加工機械が20.6%、織機が10.6%の順となった(表5の①)。

特定施設の届出数の内訳をみると、空気圧縮機等が43.8%と最も多く、次いで織機が22.0%、金属加工機械が18.3%の順となった(表5の②)。

表4 特定工場等総数の最近の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特定工場等総数	213,261	214,009	215,512
対前年度比 (増減率)	229 (0.1%)	748 (0.4%)	1,503 (0.7%)

表5 法に基づく届出件数(平成22年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	44,422	20.6%	金属加工機械	282,971	18.3%
空気圧縮機等	87,029	40.4%	空気圧縮機等	678,990	43.8%
土石用破碎機等	4,808	2.2%	土石用破碎機等	26,848	1.7%
織機	22,803	10.6%	織機	340,650	22.0%
建設用資材製造機械	3,339	1.5%	建設用資材製造機械	5,063	0.3%
穀物用製粉機	578	0.3%	穀物用製粉機	3,476	0.2%
木材加工機械	19,973	9.3%	木材加工機械	61,336	4.0%
抄紙機	584	0.3%	抄紙機	2,135	0.1%
印刷機械	19,635	9.1%	印刷機械	71,949	4.6%
合成樹脂用射出成形機	8,729	4.1%	合成樹脂用射出成形機	66,609	4.3%
鋳造型機	3,612	1.7%	鋳造型機	9,132	0.6%
計	215,512	100.0%	計	1,549,159	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成22年度中の特定建設作業実施届出件数は71,131件(前年度67,606件)であり(表6)、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が39,005件(同35,512件)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が17,875件(同17,699件)の順になっており、これらで全体の80.0%を占めた(表7)。

表6 特定建設作業届出件数の最近の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特定建設作業届出件数	67,464	67,606	71,131
対前年度比 (増減率)	△3,613 (△5.1%)	142 (0.2%)	3,525 (5.2%)

△は減少を示す。

表7 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,183	5.9%
びょう打機を使用する作業	91	0.1%
さく岩機を使用する作業	39,005	54.8%
空気圧縮機を使用する作業	6,432	9.0%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	328	0.5%
バックホウを使用する作業	17,875	25.1%
トラクターショベルを使用する作業	964	1.4%
ブルドーザーを使用する作業	2,253	3.2%
計	71,131	100.0%

### Ⅲ. 騒音苦情の状況

#### (1) 苦情件数の推移

平成22年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は15,849件であった。これは、前年度(15,101件)と比べて748件(5.0%)の増加となった(図2)。

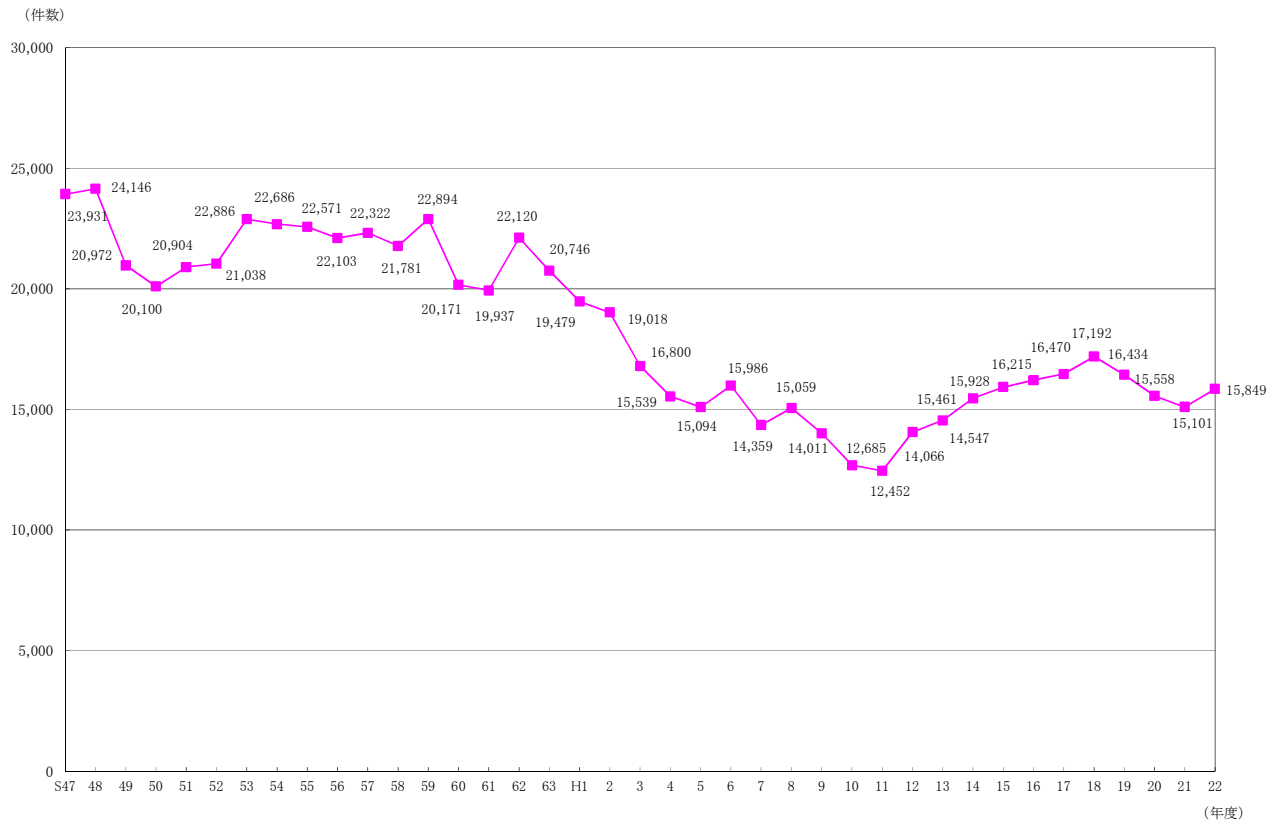


図2 騒音苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成 22 年度の苦情件数を発生源別にみると、工場・事業場が 4,852 件（全体の 30.6%）で最も多く、次いで建設作業 4,755 件（同 30.0%）、営業 1,697 件（同 10.7%）の順となっている（図 3、図 4）。

また、前年度と比較すると、工場・事業場に係る苦情が 84 件（1.8%）、建設作業に係る苦情が 561 件（13.4%）増加した。

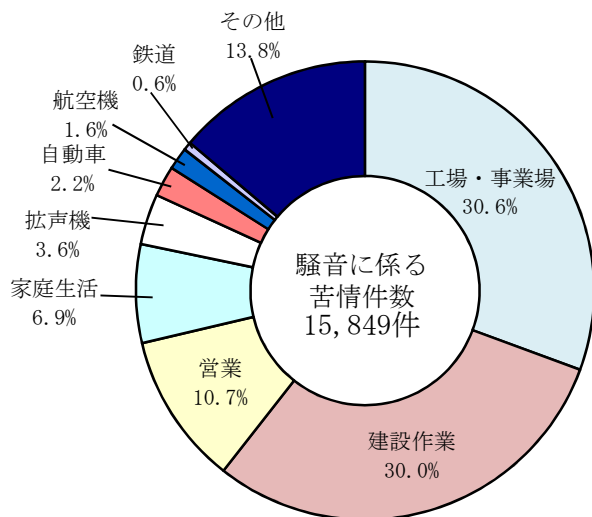


図 3 苦情件数の発生源別内訳  
(平成22年度)

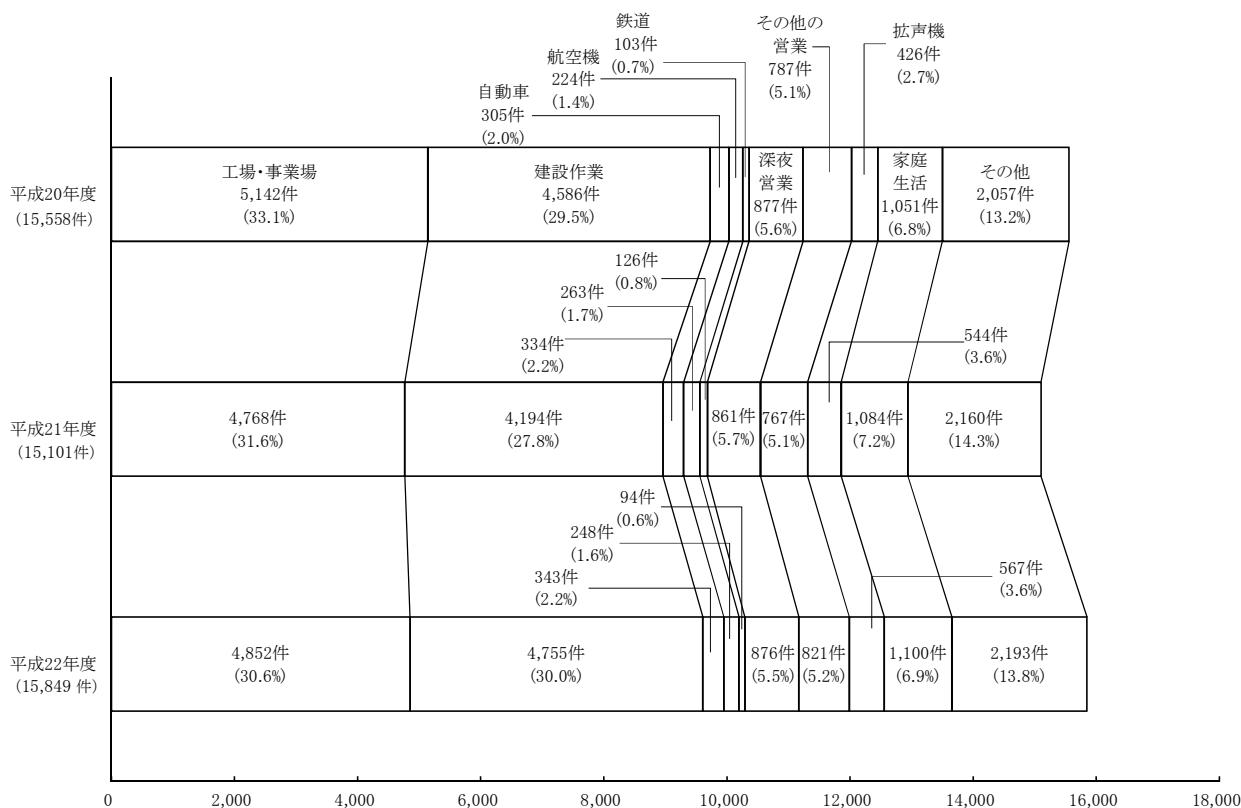


図 4 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成22年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,236件が最も多く、次いで大阪府が1,756件、愛知県が1,494件、埼玉県が1,122件、神奈川県が1,081件となっている。騒音苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の54.8%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表8、表9)。

表8 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	3,236	東京都	246
2	大阪府	1,756	愛知県	202
3	愛知県	1,494	大阪府	198
4	埼玉県	1,122	埼玉県	156
5	神奈川県	1,081	大分県	131
	全国	15,849	全国平均	124

※人口は総務省統計局「平成22年国勢調査人口等基本集計(平成22年10月1日現在)」による。

表9 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成21年度	平成22年度	増減	増減率	都道府県	平成21年度	平成22年度	増減	増減率
北海道	305	410	105	34.4%	滋賀県	92	91	△1	△1.1%
青森県	71	59	△12	△16.9%	京都府	277	340	63	22.7%
岩手県	70	54	△16	△22.9%	大阪府	1,578	1,756	178	11.3%
宮城県	305	188	△117	△38.4%	兵庫県	473	550	77	16.3%
秋田県	46	52	6	13.0%	奈良県	83	92	9	10.8%
山形県	102	90	△12	△11.8%	和歌山県	52	76	24	46.2%
福島県	114	114	0	0.0%	鳥取県	34	27	△7	△20.6%
茨城県	293	266	△27	△9.2%	島根県	29	23	△6	△20.7%
栃木県	186	152	△34	△18.3%	岡山県	145	148	3	2.1%
群馬県	171	197	26	15.2%	広島県	263	290	27	10.3%
埼玉県	1,156	1,122	△34	△2.9%	山口県	86	116	30	34.9%
千葉県	716	700	△16	△2.2%	徳島県	59	60	1	1.7%
東京都	3,050	3,236	186	6.1%	香川県	80	49	△31	△38.8%
神奈川県	1,045	1,081	36	3.4%	愛媛県	164	161	△3	△1.8%
新潟県	188	188	0	0.0%	高知県	15	19	4	26.7%
富山県	57	68	11	19.3%	福岡県	440	523	83	18.9%
石川県	90	86	△4	△4.4%	佐賀県	31	46	15	48.4%
福井県	69	74	5	7.2%	長崎県	111	114	3	2.7%
山梨県	54	85	31	57.4%	熊本県	85	94	9	10.6%
長野県	189	214	25	13.2%	大分県	163	157	△6	△3.7%
岐阜県	199	205	6	3.0%	宮崎県	126	106	△20	△15.9%
静岡県	449	464	15	3.3%	鹿児島県	124	129	5	4.0%
愛知県	1,413	1,494	81	5.7%	沖縄県	83	108	25	30.1%
三重県	170	175	5	2.9%	合計	15,101	15,849	748	5.0%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 22 年度の工場・事業場に対する苦情総数 4,852 件のうち、騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、992 件（全体の 20.4%）であった。また、建設作業に対する苦情総数 4,755 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 1,687 件（35.5%）となっている（表 10）。

表10 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

年 度	発生源 の種類	工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成21年度	件数	983	115	3,220	450	4,768	1,435	44	2,531	184	4,194
	%	20.6%	2.4%	67.5%	9.4%	100.0%	34.2%	1.0%	60.3%	4.4%	100.0%
平成22年度	件数	992	106	3,363	391	4,852	1,687	60	2,857	151	4,755
	%	20.4%	2.2%	69.3%	8.1%	100.0%	35.5%	1.3%	60.1%	3.2%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成 22 年度に地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は 246 件（前年度 245 件）であった（図 5）。

内訳をみると、工場・事業場に係るものが 67 件（同 65 件）と最も多く 27.2%を占めた（表 11）。

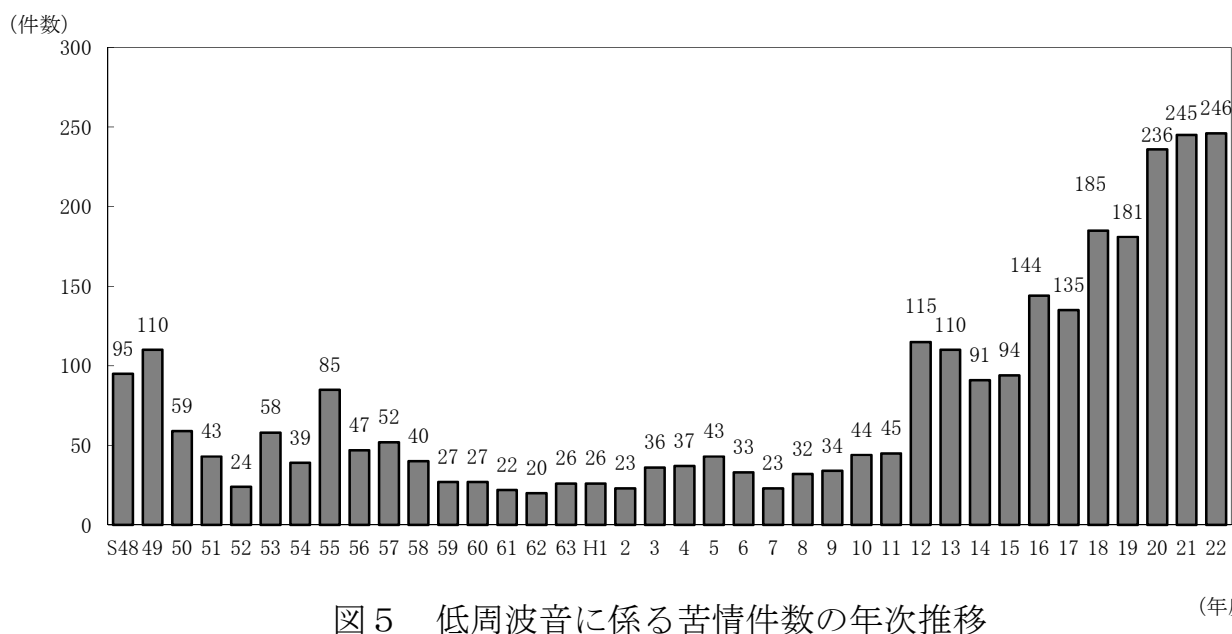


図5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

(年度)

表11 低周波音に係る苦情件数の内訳

(件数)

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
発生源																	
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	72	65	65	67	27.2%
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	10	7	10	10	4.1%
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	0	2	3	5	2.0%
鉄 道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	1	2	3	3	1.2%
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	26	43	28	46	18.7%
そ の 他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	72	117	136	115	46.7%
合 計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	181	236	245	246	100%



#### IV. 騒音規制法に基づく措置等の状況

##### (1) 特定工場等に対する措置等の状況

平成22年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は992件(前年度983件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が651件(同650件)、報告の徴収が170件(同176件)、騒音の測定が316件(同314件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは176件(同185件)であり、改善勧告が1件(同2件)行われ、改善命令は行われなかった(同1件)。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が822件(同821件)行われた(表12)。

表12 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成21年度	平成22年度	増減率
立入検査	650	651	0.2%
報告の徴収	176	170	△ 3.4%
騒音の測定	314	316	0.6%
(うち基準超過)	185	176	△ 4.9%
改善勧告	2	1	△ 50.0%
改善命令	1	0	△ 100.0%
行政指導	821	822	0.1%
(参考)苦情件数	983	992	0.9%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

##### (2) 特定建設作業に対する措置等の状況

平成22年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は1,687件(前年度1,435件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が1,125件(同1,036件)、報告の徴収が198件(同239件)、騒音の測定は272件(同226件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは66件(同50件)であり、改善勧告及び改善命令は前年度に引き続き行われなかった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,436件(同1,278件)行われた(表13)。

表13 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成21年度	平成22年度	増減率
立入検査	1,036	1,125	8.6%
報告の徴収	239	198	△ 17.2%
騒音の測定	226	272	20.4%
(うち基準超過)	50	66	32.0%
改善勧告	0	0	-
改善命令	0	0	-
行政指導	1,278	1,436	12.4%
(参考)苦情件数	1,435	1,687	17.6%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

### (3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

平成22年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は283件(前年度272件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が70件(同60件)行われ、その結果、要請限度を超えていたものが10件(同8件)であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われず(同0件)、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が1件(同0件)行われた。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が5件(同7件)行われ、道路管理者に対する措置依頼が62件(同55件)行われた(表14)。

表14 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成21年度	平成22年度	増減率
騒音の測定	60	70	16.7%
(うち要請限度超)	8	10	25.0%
公安委員会への要請	0	0	-
道路管理者への意見	0	1	-
要請以外の公安委員会への措置依頼	7	5	△ 28.6%
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	55	62	12.7%
(参考)苦情件数	272	283	4.0%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。